

第192号

令和5年4月1日発行

発行所

(一社)東京都トラック協会大田支部

〒143-0006

東京都大田区平和島5-11-1

TEL 03-3766-3261

ホームページアドレス

http://www.ttaota.com/

働き方改革とは？

運送業界を取り巻く環境は年々酷くなっています。

駐禁対策…免許制度…燃料高…人手不足…長時間労働…新車の価格高…半導体不足による車両納期遅延…ドライバーの高齢化…低運賃…ここ数年の間の規制改革や制度変更が悪い方向に進むばかりで経営環境や働く環境が良くなったものはありません。

その中でも免許制度改革では若者の免許離れが叫ばれている中、安全性を高める為の免許制度改革だったのが普通免許で乗れるトラックがほぼ無くなり、運送業界は人手不足に拍車がかかりました。その後、大型ドライバー不足が騒がれ大型免許資格を十九歳から取得できるようになりました。これは安全性とは逆行しており、中型免許の創設は一体何だったのかと思わせる事案の一つだと思います。いずれも未来予測もせずその場のぎ

で改革が進む事が多く、現状をまったく把握していない方達が机上の空論で物事を進めているようです。来年には二〇二四年問題と騒がれております。時間外労働の上限規制が始まり月四十五時間、年三百六十時間を原則とし、年九百六十時間が上限となります。

日本は労働生産性が低く主要先進七カ国では最下位。日本には残業制度があり、無駄にドラグラ働いても賃金がもらえます。新たに規制を設けるのであれば、つじつまが合わない制度は廃止してもらわないと、いつまでも経っても労働生産性など上がる事は無いのではないのかなと思います。

我々運送業界での働き方、労働生産性の向上は、待機時間を減らす！業界全体で標準的な運賃を守り、待機時間が長い仕事はお断り！安い運賃では運ばない！事が最善な方法です。標準的な運賃の金額が收受できれば運行日数を減らしても賃金を減らす事無く利益も残せますし、労働時間も削減でき、会社も社員もハッピーと言う構図ができるのであろう。

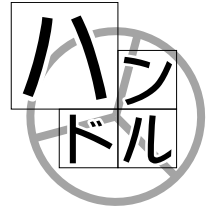
標準的な運賃も机上の空論で終わる事無く、国が責任を持って運用出来るようにコントロールしてもらいたいですね。

「標準的な運賃の告示」の陸運支局への届け出はお済ですか？!

法令遵守して会社を運営するためにも

「標準的な運賃」の告示制度を導入しましょう

燃油サーチャージの計算や資料としても活用できます！



ダブル・トリプルパンチ？

我々、運送業に従事するものとしてましては燃料価格の高騰・二〇二四年問題・高速道路の深夜割引の見直し等、なかなか一筋縄では解決することのできない問題が散見されています。燃料価格の高騰と二〇二四年問題については過去の支部だよりにて既出のため、今回は高速道路の深夜割引の見直しにフォーカスをあててみたいと思います。

各社、少しでも輸送にかかる経費を圧縮させるため、深夜割引制度等を利用しているかと思えます。現行の深夜割引は〇時～四時の間を跨いで高速道路を通行する車両の全走行分の料金を三割引にするというものです。それに対して、新しい割引制度は適用時間が二時～五時の七時間へと拡大になりますが、その七時間の間に実際に走行した分のみを三割引にするというものになります。

現行の割引制度の問題点としてあげられている本線料金所等におけるの深夜割引適用待ちの車の滞留は今回の見直しにより部

分的に解消される事と、混雑時間帯がシフトする事が予想されます。さらに、今回の割引制度の見直しはトラックドライバーの労働環境を悪化させる要因になるのではないのでしょうか？

輸送にかかる経費が年々上昇している中で、割引適用が二時～五時の間の実走行分のみになることにより、夜間に休息をとれずに走行し続けなければならないドライバーが増えることが容易に想像できます。少しでも労働時間を減らし、労働生産性を向上させるといふ政府の指針に逆行している制度に見えるのは私だけでしょうか？労働時間を遵守すると深夜割引の適用をあきらめざるを得なくなり、逆に深夜割引を適用しようとする労働時間の遵守が難しくなることでしょうか。

今後、新たにドライバーの労働環境を改善しながら、経費の圧縮にもつながる夢のような制度が施行され、運送業界全体の発展に繋がることを切に願っております。

支部取扱許認可届出事案件数

令和五年一月～三月

◆令和五年一月

- 一、許可関係 0件
- 二、事業報告(実績報告含む) 二十件
- 三、届出事項の変更 0件
- 四、労基関係 五件
- 五、その他 0件

◆令和五年二月

- 一、許可関係 0件
- 二、事業報告(実績報告含む) 二十四件
- 三、届出事項の変更 一件
- 四、労基関係 0件
- 五、その他 0件

◆令和五年三月

- 一、許可関係 0件
- 二、事業報告(実績報告含む) 十件
- 三、届出事項の変更 八件
- 四、労基関係 十五件
- 五、その他 0件

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

大森警察署交通課長 小楠 英之

東京都トラック協会大田支部の皆様方には、平素から交通安全活動の諸対策をはじめ、警察行政の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年の都内における交通事故発生件数は三〇一七〇件（前年比プラス二五七二件）でした。交通事故死者数については一三二人（前年比マイナス一人）とわずかに減少し、戦後最少となっております。

大森警察署としまして、トラック協会大田支部大森分会の皆様方をはじめ、地域の皆様方のご協力を頂きながら、交通課が中心となり、交通街頭活動を積極的に推進していくと考えております。

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して、都民の最も身近な社会規範である交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた対

策を展開し、交通事故発生件数の減少に全力を挙げて取り組んで参ります。

「令和五年春の全国交通安全運動」につきましては、五月一日（木）から五月二〇日（土）までの十日間実施することが決定されております。

今回の交通安全運動の重点は、

【全国重点】

○こどもを始めとする歩行者の安全の確保

○横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

○自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【地域重点（東京都）】

○電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

○二輪車の交通事故防止

以上の五点です。

交通事故を減らすためには、何よりも、皆様一人ひとりが、交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践していただくことが重要です。

特に、ドライバーの方々には、他者に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を意識していただきたいと思えます。今後とも、体調には十分留意され、万全の車両整備、模範的な安全運転を継続していただくとともに、交通安全活動に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



運送業の事業主の皆様へ

1. 令和6年4月1日から自動車運転業務に時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働の上限規制

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月あたり80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度

自動車運転者に対する猶予措置

| 対象業務 | 猶予期間中の取扱い (令和6年3月31日まで) | 猶予後の取扱い (令和6年4月1日以降) |
|----------|----------------------------|--|
| 自動車運転の業務 | 上限規制は適用されません | <ul style="list-style-type: none"> ・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ・時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。 ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6回までとする規制は適用されません。 |

2. 令和6年4月1日からトラック運転者の改善基準告示が改正されます！

- 1年の拘束時間
(改正前) 3516時間
(改正後) 原則3300時間 最大3400時間
- 1か月の拘束時間
(改正前) 原則293時間 最大320時間
(改正後) 原則284時間 最大310時間
- 1日の拘束期間
(改正前) 原則13時間以内(上限16時間 15時間超は週2回まで)
(改正後) 原則13時間以内(上限15時間 14時間超は週2回までが目安)
【例外】宿泊を伴う長距離貨物輸送の場合16時間まで延長可(週2回まで)
- 1日の休息期間
(改正前) 継続8時間
(改正後) 継続11時間を基本とし、継続9時間

3. 令和5年4月1日から中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられます！

(令和5年3月31日まで)

月60時間超の時間外割増賃金率

大企業は 50%

中小企業は 25%

| | 1か月の時間外労働 | |
|------|-----------|-------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 25% |

(令和5年4月1日から)

月60時間超の時間外割増賃金率

大企業、中小企業ともに 50%

※中小企業の割増賃金率を引上げ

| | 1か月の時間外労働 | |
|------|-----------|-------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 50% |

税務署からのお知らせ

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

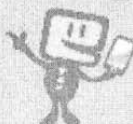
**インボイス発行事業者となるためには、
登録申請が必要です！**

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



景気の持ち直しを期待

商工中金 大森支店

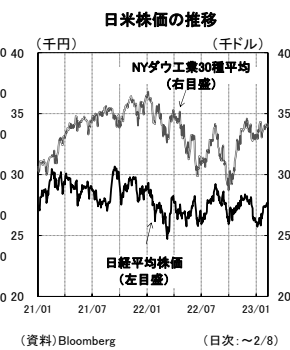
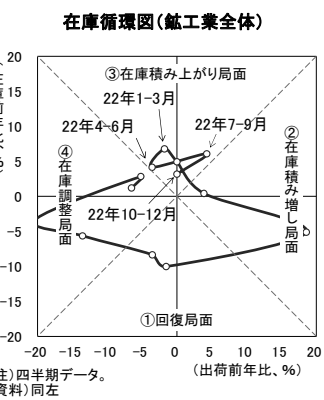
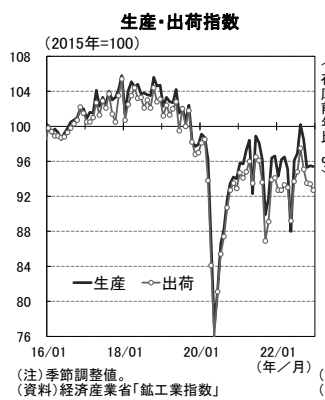
け、底堅く推移している。

(国内経済)

個人消費は緩やかに持ち直している。雇用環境は持ち直している。物価上昇の影響をうけ、実質賃金はこのところ弱含んでいる。住宅投資は底堅い動きとなっている。設備投資は持ち直している。生産は機械工業の落ち込みなどから弱含んでいる。輸出は海外経済の減速などから、このところ弱含んでいる。企業物価は大幅上昇が続いている。消費者物価(コア指数)は資源高や円安などの影響をうけ、昨年12月には前年同月比プラス4%に到達。

(為替及び金融環境)

為替は、昨年12月の日本銀行の金融政策修正をうけ円高方向へ進んだ後、1月の決定会合ではめだだった変更点がなく、再度円安へ戻した。原油価格は、中国経済の回復などをう



(まとめ)

日本経済はウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。そうした中、本稿が経済展望を概観する一助になれば幸いです。また、御支部及び運送業界の今後益々のご隆盛を祈念致します。



来年に迫る物流の「二〇二四年問題」

改善基準告示の改正に対応すべき事とは・・・

平成九年を最後に約三十年の間改正されてこなかった「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」がいよいよ令和六年四月一日に改正され適用となります。

長時間労働の慢性化や若年不足と高齢化による労働不足の環境を改善しようという狙いですが、この規制により一日に運べる量が減り人件費が増加して利益に繋がりがづらくなる恐れや労働時間の減少によってドライバーの収入減を懸念する声もあります。

具体的な改正の概要（詳細につきましては厚労省改善基準告示の検索または大田労働基準監督署作成の資料をお取り寄せてください。）

- ① 自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が九六〇時間に制限
- ② 一年の拘束時間が原則三三〇〇時間
最大三四〇〇時間となり改正前より減少
- ③ 一カ月の拘束時間が原則二八四時間

最大三一〇時間となり改正前より減少

- ④ 一日の休息時間が継続十一時間を基本とし継続九時間となり増加

- ⑤ 分割休息特例として継続九時間を下回らないとなり増加休息期間を与えることが困難な場合、分割休息は一回三時間以上、二分割で十時間以上、三分割で十二時間以上等細分化された

- ⑥ 一日の拘束時間は原則十三時間以内と変わらないが上限十五時間、十四時間超えは週二回までが目安となり減少

- ⑦ 連続運転時間は変わらず四時間以内であるが運転の中断時には「原則として」という文言が加わり一回概ね連続十分以上、合計十分以上とし例外としてサービスイリアやパーキングエリア等に駐車出来ずやむを得ず四時間を超える場合は四時間三十分まで延長が加わった

- ⑧ 二人乗務特例は現行に例外として車両内ベッドの要件が満たされていれば拘束時間の延長が可と追加された

- ⑨ 隔日勤務特例は現行通り

- ⑩ フェリー特例は現行通り

- ⑪ 新設として予期し得ない事象の対応時間

※予期し得ない事象とは

- ・ 運転中乗務している車両が予期せず故障
- ・ 運転中に乗船予定のフェリーが欠航
- ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い道路が封鎖されたことまたは渋滞したこと

・ 異常気象（警報発表時）に遭遇し正常な運転が困難となる（これは運転日報に記載し公的機関のホームページ情報等を記録し証拠を残しておくこと）

以上細かな時間等については割愛させて頂いたがこの改正を危機ではなく良くなるためのチャンスとして難しくともこの一年をかけて運賃、荷待ち時間、付帯業務等の交渉に人員の確保、離職対策、業務の効率化を進めなければなりません。改正により従業員と経営者双方が報われることを信じ前向きにとらえて運送業界を盛り上げていきましょう。

支部事業活動

☆令和五年新春賀詞交歓会・

表彰者記念品贈呈式 開催☆

令和五年一月二十六日(木)、プラザ・アペアに於いて令和五年度新春賀詞交歓会、表彰者記念品贈呈式、並びに懇親会を行った。コロナ禍の中でこのような対面での開催は実に三年ぶりとなっており、多くの方々にご参加いただきました。

賀詞交歓会のご来賓として、
関東運輸局東京運輸支局

次長 勝家 省司 様

大田区

区長 松原 忠義 様

一般社団法人東京都トラック協会

会長 浅井 隆 様

東京商工会議所大田支部

会長 深尾 定男 様

警視庁大森警察署

交通課長 小楠 英之 様
大田労働基準監督署
署長 高橋 和彦 様

株式会社商工組合中央金庫大森支店

支店長 二岡 勝 様

一般社団法人東京都トラック協会

副会長 松原 伸行 様

一般社団法人東京都トラック協会

専務理事 山崎 正 様

一般社団法人こころード

理事 吉藤 正隆 様

にご出席いただき、多くの方々から新年のご挨拶を頂きました。

表彰者記念品贈呈式では
国土交通大臣表彰

株式会社松原運送 松原 伸行 様

関東運輸局長功労者表彰

鈴木運送株式会社 加川 一江 様

関東運輸局長功労者表彰

有限会社富士綜業運輸 迫野 光雄 様

東京運輸支局長功労者表彰

株式会社日動運輸 塩畑 弘之 様

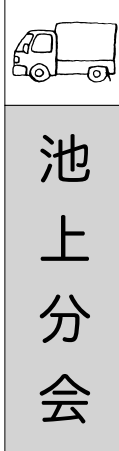
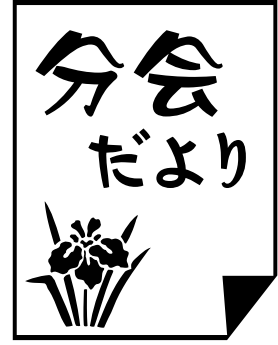
ご覧の方々が表彰を受けました。

懇親会では、大田区副区長 川野 正博 様

にもお越しいただき、大田区の今後のまちづくりについてご説明を頂きました。

久々に皆さまが顔を突き合わせて懇談できる場でもあったため、終始和やかで盛会に終わりました。





皆様いかがお過ごしでしょうか。分会員のみなさまには日頃よりご理解、協力を賜り感謝申し上げます。早速分会活動報告をさせていただきます。

池上分会に於いては、二月四日土曜日、東京プリンスホテルにて、新春懇親会を開催致しました。支部長菊池様、元副会長佐藤雄平様をお迎えして、三角事務局長もお越し頂き十三名、久しぶりの開催で、参加者の皆様は事業情報の交換、その他の話しが尽きない様子でした。

また、コロナウイルス感染者数の減少を受けて政府はマスク着用を三月十三日から屋

内・屋外を問わず個人の判断に委ねる方針を決定したこともあり、三月十五日には池上会館において、運転者講習会をコロナウイルス感染防止に努めて、開催致しました。今年は、四月に広島でのサミットと地方選挙の為に全国交通安全運動が五月十一日から二十日までの十日間になりました。当分会では、四月から、未就学児、新入園児の登園、小学校の一年生の初登校、があるので例年通り三月に運転者講習会を開催する運びとさせて頂きました。続いて四月二十二日健康診断を池上会館にて開催致します。

ところで、全国交通安全運動の由来をみますと、戦後間もない昭和二十三年から国家地方警察本部により実施、昭和三十七年から国の施策となりました。春と秋に開催されるのは春は小学校の新入生など、児童が街中の道路を歩きだす季節、児童が交通ルールを学び、馴染んでもらうとともに、重大事故が発生しないよう保護する目的の様です。勿論今年のように交通安全運動が五月になった場合でも、警察に協力をして、事故防止に努めるのも大事は事です。

一方秋は、日没までの時間が急激に短くなり、ドライバークの景色の明るさを誤認し、ヘッドライトを未点灯のまま運転、重大事故に至

るケースが多発する季節だからです。そこで全国交通安全運動を実施することで、重大事故を防ぐとともに、非常に危険な期間であることを啓蒙する目的です。

事故防止と言えば、トラックの事故が報道されるとまず、気になるのが営業ナンバーか、白ナンバーかを確認してしまいます。まだ記憶に新しい令和三年六月の千葉県八街市で白ナンバーのトラックが飲酒運転により、小学生だった児童五人が死傷するという痛ましい事故が発生した事により、令和四年四月から、白ナンバーの社有車についても安全運転管理者が、アルコールチェッカーを用いて、酒気帯びの確認をする義務が定められました。私達緑ナンバーの車のドライバーも今まで以上に飲酒運転根絶に努めていかなければならないと思うこの頃です。



日頃より蒲田分会の分会活動についてご理解ご協力を賜りありがとうございます。

春の日差しが心地よい毎日ですが皆さまいかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを五月八日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げると政府が発表しました。医療費、ワクチン、マスク着用、行動制限などまた変わった日常になり、我々としてもまた新たな日常の対応に迫られます。さて、四月以降の分会活動予定について報告いたします。

一、四月六日(木) 十八時～運転者講習会が産業プラザP i Oで開催されます。昨年はコロナ感染拡大のため中止になりましたが、今期は例年通り実施します。内容は、蒲田警察署交通課長より交通安全に関する講演とビデオ鑑賞です。秋期は九月十二日(火) 十八時～開催予定です。

二、五月十七日(水) 春の全国交通安全運動 東下協一斉統一街頭活動を実施します。午前九時～蒲田警察署管内の交差点二か所で横断者の誘導、交通安全啓蒙ノベルティーの配布等を行います。通例は四月が交通安全運動ですが、広島サミット開催により五月へ変更になっています。期間中は蒲田分会役員持ち回りで蒲田警察署安全協会婦人部と共に交通安全を呼びかける広報カー活動の運転担当を実施、皆様の店社近くも通

ります。

三、四月十二日(火) 十六時～春の健康診断を産業プラザP i O一階A・B会議室、五月十三日(土) 十三時三十分～六郷集会場にて開催します。又、秋の運転者講習会が九月十二日(火) 十八時～予定されております。

大企業の大幅な賃上げに関する報道を頻繁に目にします。経団連の会長も物価高に負けない賃金の引上げが企業の責務と述べています。中堅・中小企業の賃上げアンケート(人事戦略研究所)によると「例年より高い賃上げを実施済み又は実施を決めている」「例年より高い賃上げに向けて検討中である」と回答した企業が六十%で、理由は「物価高による社員の生活不安解消のため」「世間的な賃上げ動向に合わせるため」「採用難により募集賃金や初任給の引き上げをする必要があるため」との結果でした。何もしなければ利益は確実に減少します。その原資を確実に確保するためにはコストの適切な価格転嫁が必要不可欠です。中小企業庁では下請取引の状況を調査する「下請Gメン」が約一七〇〇社を対象に電話による聞き取り調査を実施、業種ごとの転嫁率も公表し、トラック運送、通信、

放送コンテンツ等の転嫁率が低いとする結果が出ています。中小企業が不利な状況にないか厳しく目を光らせ、賃上げ実行に向けて中小企業を応援する、としています。とても追い風のように聞こえますが現実の運賃交渉の席上ではそう簡単にはいきません。また蒲田分会の皆様と意見交換できる集まりなど企画実施してまいります。是非奮ってご参加ください。



大森分会

分会員の皆様、日頃より分会活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年是一年一カ月ぶりに東京二十三区に一時大雪警報が出されましたが、積雪には至らず、運行に支障が出ずにホッとしました。

四年ぶりに行動制限のない春は心のつかえが取れて、日に日に長くなる陽射しにワクワクしてきます。分会員の皆様も、お花見を楽しまれた方々が多いのではないのでしょうか。目黒区も「めぐろの桜」EPCOコロナKeepグッドマナー」のキャッチフレーズを掲げ、「桜

まつり」を開催したそうです。具体的には、立ち止まらず一方通行で進むことや、大声を出さないこと、路上飲酒や食べ歩きを極力控えることで、感染対策にも配慮した花見の新しいルールが定着していくのですね。

桜の花のつぼみがふくらみ、開花し、満開になり、散っていくのを眺めることを、春の楽しみにしている方も多と思います。花見はいつから日本人の生活の一部になったのでしょうか？興味がありましたので、調べてみました。花見は奈良時代、朝廷が始めた行事で、当初は中国から伝来した梅の花を觀賞していたようです。平安時代に入り、花見の花が梅から桜に移り変わっていきました。桜の花でのお花見日の起源は『日本後記』によると嵯峨天皇が催した「花宴の節」という宴だったと記されています。宮廷行事だった花見が武士階級に広がったのは鎌倉時代で、歴史に名を残しているのは豊臣秀吉が主催した「吉野の花見」や「醍醐の花見」といわれています。

「吉野の花見」は、文禄三年（一五九四年）、徳川家康や前田利家、伊達政宗など錚々たる武将をはじめ、茶人、連歌師を伴い、総勢五〇〇〇人で開催されたそうです。「醍醐の花見」は慶長三年（一五九八年）京都の醍醐寺

三宝院で行われ、このために七〇〇本の桜が植えられ、花見の定番の三色団子も、この時振る舞われたのが最初といわれています。花より団子、になる前に活動報告に移ります。

二月三日 新年会 木曽路大森店にて 十九名参加

（浅井東ト協会長 菊池支部長 大島城南協組事務局長 小楠大森署交通課長の来賓含む）三月十七日 第四回 役員会 書面決議

今年には運転者講習会や、春の交通安全運動などが復活し、分会員の皆様とご一緒する機会がますます増えていきそうです。今後とも大森分会活動へのご参加、ご協力をお願いいたします。

田園調布分会



新年度がスタート致しましたが分会員の皆様は如何お過ごしでしょうか？

米国を中心に供給不足や需要喚起としての巨額の景気対策の副産物である物価上昇は、オイルショック時以来となるインフレを引き

起こしています。インフレやパンデミック、そして国際情勢の緊迫など冷戦時に巻き戻ったかのような目まぐるしい変化の只中に、世界は今まさに身を置いています。一方、我が国ではコロナ禍から経済活動の本格化に伴い、二〇二三年に入り「人手不足」関連倒産が急増しています。今年一、二月の「人手不足」関連倒産は合計二十一件（前年同期比165%増）で、前年同期の2.5倍に急増。「求人難」が十件（前年同期比100%増）、「従業員退職」が六件（同100%増）で、この二要因で全体の76%と八割近くに達する。

産業別では、最多がサービス業他の八件（前年同期比600%増）。次いで、運輸業五件（前年同期ゼロ）、建設業三件（同500%増）と続き、労働集約型の産業を中心に増えている。

要因別では、最多は「求人難」の十件（前年同期比1000%増）で、二年連続で前年同期を上回った。「人手不足」関連倒産の47.6%と、ほぼ半数を占めている。現在の人手不足は、企業価値を映す側面もあり、今後は人手不足に起因する倒産が増勢に転じる可能性が高まっている。

今年の春闘は賃上げ機運が高まり、「5%賃上げ」が標榜されるなか、大手企業では賃上

げの発表が相次いでいる。だが、収益力や財務基盤が脆弱な中小企業は、容易に質上げをできる状況にはない。物価高が広がるなか、人手不足が受注の機会損失を招く事態も想定されている。(出典：TSR)

これからの分会活動予定として、令和元年九月を最後にコロナ禍により全く開催出来ていませんでした運転者講習会を、四月二十日(木曜日)午後六時より大田区嶺町出張所三階集會室に於いて開催致します。

それに伴い、三月十三日以降のマスク着用の考え方として、「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる」との指針が出されたので一定の配慮は致したいと考えておりますが、未だ先の見えない感染症の対策として、症状が有る方、感染症検査で陽性となった方、同居する方に陽性となった方がいる方は、周囲に感染を広げないためにも参加を控えて頂くことは当然の事で、集會室の換気、距離の確保が十分でない事を鑑みて、今回の講習中はマスク着用とさせて頂きます。今後、役員会にて分会活動計画を検討し、分会員皆様にとって有意義な計画を実施して参りたいと考えておりますので、その節には是非ともご協力をお願い致します。

支部報告

◎脱会

▽脱会日 十二月(蒲田分会)

社名:橋本運送

代表者:橋本利子 様

▽脱会日 十二月(大森分会)

社名:株永友

代表者:福田正己 様

▽脱会日 十二月(大森分会)

社名:株京浜折込広告社

代表者:奥村壽浩 様

▽脱会日 十二月(池上分会)

社名:有峯成

代表者:五十川敏美 様

▽脱会日 一月(大森分会)

社名:アークス物流サポート(株)

代表者:白石康博 様

▽脱会日 三月(蒲田分会)

社名:坂本商工(株)

代表者:坂本勝美 様

▽脱会日 三月(蒲田分会)

社名:菊川運送(株)

代表者:菊川佳則 様

◎商号・組織および代表者変更 その他変更

▽変更月 八月(大森分会)

社名:株サワ・コーポレーション

代表者:大澤久生 様

▽変更月 十二月(蒲田分会)

社名:佐藤梱包運輸(株)

代表者:那須政彦 様

▽変更月 二月(蒲田分会)

社名:東蒲運輸(株)

代表者:塚田貴志 様

▽変更月 十二月(蒲田分会外)

社名:東蒲運輸(株)

代表者:塚田貴志 様

住所:〒二一四一〇〇三二

川崎市多摩区枳形

TEL:〇四四一五七一―二二八九

FAX:〇四四一五七七―三四五五

▽変更月 二月(池上分会外)

社名:株小林運送

代表者:小林正則 様

住所:〒一四〇一〇〇一三

東京都品川区南大井三―三―五

クレアレーヴ大森二階

TEL:〇三一五七五三一―三〇〇〇

FAX:〇三一五七五三一―三〇〇一

●弔事

▼鈴木運送(株) 加川一江 殿

ご母堂 鈴木八重子殿(九十六歳)

令和五年二月十二日 逝去

らくがき

先日ドコモが二〇二六年にフォーマ(ガラケー)のサービスを停止する事を発表しました、通信インフラも否応なしにスマホを使わざるを得なくなる時代になるのですが、セキュリティの確保をキャリア企業に全面依存していた人は考えを改めなくてはならない時代になっています。

有線電話の世界においても旧来の電子交換機は全面撤廃され全てがIP交換機になり自宅直近の電柱から電話局経由で相手方直近の電柱までの間は全て光通信回線です。

ハッカー(ホワイトハッカー含む)により色々な場所で通信の制御・規制・盗聴等が可能な環境下において通信を行わなければならない世界に突入している事を認識しておかなければならないようです。

それらのハードウェアと使うソフトのアプリケーションにおいても安全性を充

分に検証した上で利用しないと、我々が意図しない方法で情報の漏洩や無断収集が行われ政治的な偏向誘導に利用されてしまっている事実も明らかになってきているようです。

イーロン・マスクによるTwitter社の買収によりその一部が暴露され始め、政界や経済界の闇の部分が出ており、ウクライナ問題から中国共産党との関わりやTikTokの使用規制からLINEへの規制等が欧米で強化されてきています。

日本国内においては政府の危機管理意識が低いのか中国共産党への忖度なのかおっとり刀で後追い対応していますが大手マスコミは中々取り上げてきませんね。

商業界においてはLINEを使ったサービス展開が続く中でどれほどのビッグデータを共産圏政府に提供しているのか、またそれに乗せられているユーザーの民度もどうなのかと思う今日この頃で、各々自でもファクトチェックの出来る能力を養う必要がありますね。

※※ 業務日誌 ※※

| | | | |
|------|---------------------------|------|---------------------------|
| 1/11 | 正副支部長会議(04-10)会議 web併用 | 2/15 | 理事会(R5年度 支部予算書 承認) |
| 1/13 | 東ト協(理事会、新年交歓会) web併用 | 2/20 | 労務厚生委員会 主催 研修会 |
| 1/14 | 女性部(新年会) | 3/07 | 東ト協(第5回広報・情報委員会) web併用 |
| 1/15 | 支部(運行管理者指導講習 一般講習 開催) | 3/08 | 正副支部長会議(04-12)会議 web併用 |
| 1/26 | 支部・城南運送事業協同組合 合同 賀詞交歓会 | 3/10 | 広報・情報委員会(04-05) web併用 |
| 1/28 | 青年部(新年会)(R5年) | 3/13 | 東ト協(第3回環境全委員会) web 併用 |
| 2/03 | 大森分会新年会 | 3/15 | 東ト協(第4回運輸安全委員会) web併用 |
| 2/04 | 池上分会新年会 | 3/15 | 池上分会(運転者講習会) |
| 2/07 | 東ト協(労務厚生委員会) web併用 | 3/16 | 東ト協(経営教育委員会) web併用 |
| 2/08 | 正副支部長会議(04-11)会議 web併用 | 3/25 | 支部(運行管理者指導講習 一般講習 開催) |
| 2/14 | 広報・情報委員会(04-05) web併用 | | |

活動報告 青年部

日頃より青年部の活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。

新しい年を迎えてから、早いもので三ヶ月が経過いたしました。世の中全体が見直された中で、元に戻すべきことと戻さず改善すべき（改善できた）ことが明らかになったのではないでしようか。

一年を振り返りますと今期は「数年ぶり」が多かったように思えます。「新年会」、「大田フェスタ」など身近なイベントも開催されたことは大きな出来事でありました。

一方で時間が経過するとともに記憶も薄れ、行事の進行に戸惑う場面も多かったことも確かです。中止と延期が続いて情熱を保つことも困難ではございますが、こんな時こそ皆で気持ちを合わせて元氣よく活動できましたら幸いです。柔軟な姿勢と、過去に執着せず前進する心構えで従事していきたいと存じます。

今期も青年部活動への変わらぬご協力とご指導をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。一年間大変お世話になりました。ありがとうございます。

活動報告 女性部

コロナ感染症、インフルエンザ等も多少なり減少しつつある今日、新年度を迎えました。

日頃から部員の皆様には、女性部の諸活動にご理解、ご協力を頂き有難うございます。

昨年度は、女性部発足三〇周年でした。コロナ禍で、何の行事もできず残念に思います。が、この先を目指して、企画をして参りたいと考えております。

一月十四日に銀座アスター蒲田店に於いて新年会を開催いたしました。

ご来賓に菊池支部長、各分会長（分会長代理）、青年部長と、たくさんのご出席ありがとうございました。

円卓を囲み、久しぶりの開催とあって、時間が経つのも忘れるほど会話がはずむ中、お開きとなりました。

東京都より燃料高騰対策費として支援金をいただきました。これが一回だけでなく、数回にわたってくださると運送会社の台所を預かっております女性にとっても助けになるのですが…

今年度、春の交通安全運動（五月十一日～二十日）があります。ドライバーさんの安全

をお祈りいたします。

また、今年の花粉の飛散量は去年と比べるとかなり多いようで、くしゃみで事故故につながることもあり、怖い時期です。皆様どうぞ健康には気を配りましょう。

皆様にご協力いただいております使用済み切手は、引き続き受け付けておりますので、今後ともよろしくお願いいたします

支部会員の皆様、女性部会員の皆様のご活躍とご健康をお祈り申し上げます。

追伸

女性部顧問 菊川郁子さんが三月を以って退会いたします。長年のご活躍に感謝申し上げます。

